

令和 6年度 実施設計書 (当初)

所長	企画調整幹	課長	係長	設計者	検算

工 事 番 号	東道維第100号他					
工 事 名	土木施設年間維持工事					
河川名、路線名等	(国) 378号 他					
工 事 箇 所	西予市 明浜町高山 他					
設 計 金 額	円	変更による増減額				円
	円					
入札に附すべき金額	円	変更による増減額				円
	円					
請 負 代 金 額	円	変更による増減額				円
	円					
変更請負代金額 計 算 式	$\frac{\text{(当初請負代金額)} \times \text{(変更入札に附すべき金額)}}{\text{(当初入札に附すべき金額)}}$					

上段：前回 下段：今回

工 事 概 要	今 回		
	道路維持修繕工	4路線	
	河川維持管理工	4河川	
	砂防施設維持工	34箇所	
	海岸施設維持工	6海岸	
	冬期路面对策工	4路線	
起 工 理 由 または 変 更 理 由			
事 務 所 名	西予土木事務所	単 価 地 区	西予（37）
単 価 使 用 年 月	令和 6年 1月	歩 掛 適 用 年 月	令和 6年 1月
基 準 適 用 年 月	令和 6年 1月	適 用 工 種	道路維持工事
調 整 区 分	単独		

設計内訳書（道路維持）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
道路維持		式	1				
道路維持工事		式	1				
道路維持工事		式	1				
道路パトロール		式	1				内 1号
崩土除去	平日昼間	式	1				内 2号
倒木撤去	平日昼間	式	1				内 3号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	3				単 1号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				

設計内訳書（道路維持）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
建設機械運搬費		回	14				単 2号
安全費		式	1				
木製工事用看板		基・月	24				単 3号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（道路除草）

工事名	土木施設年間維持工事	事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路維持		式	1			
除草工		式	1			
道路除草工		式	1			
道路除草 (国)378号	機械除草（肩掛式）	m2	10,500			単 4号
道路除草 (一)宇和高山線	機械除草（肩掛式）	m2	7,500			単 5号
道路除草 (一)俵津三瓶線	機械除草（肩掛式）	m2	400			単 6号
刈草処分		t	6			単 7号
仮設工		式	1			
交通管理工		式	1			
交通誘導警備員		人日	8			単 8号
直接工事費		式	1			
共通仮設		式	1			
共通仮設費（率計上）		式	1			

設計内訳書（道路除草）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（冬期路面対策）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
雪寒		式	1				
除雪工		式	1				
一般除雪工		式	1				
トラックショベル除雪	作業区分：1	延べ時間	0.5				単 9号
凍結防止工		式	1				
凍結防止剤散布（2tダンプ）	作業区分：1	延べ時間	0.5				単 10号
凍結防止剤散布（軽トラック）	作業区分：1	延べ時間	0.5				単 11号
凍結防止剤運搬	作業区分：1	t	0.6				単 12号
雪道巡回工		式	1				
ライトバン(2人体制)	作業区分：1	延べ時間	1				単 13号
ライトバン(1人体制)	作業区分：1	延べ時間	1				単 14号
軽トラック(2人体制)	作業区分：1	延べ時間	1				単 15号
仮設工		式	1				

設計内訳書（冬期路面対策）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	2				単 16号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（河川砂防海岸維持）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
河川維持		式	1				
河川等維持工事		式	1				
河川等維持工事		式	1				
河川砂防海岸パトロール		式	1				内 4号
堆積土砂撤去	平日昼間	式	1				内 5号
堆積土砂撤去	休日昼間	式	1				内 6号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				

設計内訳書（河川砂防海岸維持）

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	道路パトロール					単位	式	数量	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額		摘要	
	道路パトロール		時間						単 17号 平日昼間
	道路パトロール		時間						単 18号 平日時間外
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	崩土除去					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価				
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	バックホウ [クローラ型・排ガス型1次] 山積0.28m3		時間					単 19号	
	バックホウ [クローラ型・排ガス型1次] 山積0.45m3		時間					単 20号	
	軽トラック		時間					単 21号 ホ°無	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2t積		時間					単 22号	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4t積		時間					単 23号	
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	倒木撤去					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価				
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	軽トラック		時間					単 24号 ホ 無	
	クランプトラック [オンロード・ディーゼル] 4t積		時間					単 23号	
	トラック [クレーン装置付] 2t積2.9t吊		時間					単 25号	
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内	4号	河川砂防海岸パトロール					単位	式	数量	1
		名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
		河川砂防海岸パトロール		時間				単 28号 平日昼間		
		河川砂防海岸パトロール		時間				単 29号 休日昼間		
		合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	堆積土砂撤去					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価				
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	バックホリ運転		時間					単 30号	
	クランプトラック運転		時間					単 31号	
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	堆積土砂撤去					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価				
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	バックホリ運転		時間					単 32号	
	クランプトラック運転		時間					単 33号	
	合計								

数量集計表（道路維持）

工種	種別	細別	規格	数量	設計数量	単位	摘要
道路維持工事							
	道路維持工事						
		道路パトロール		= 1.0	1	式	
		道路パトロール	平日昼間 土木一般世話役、普通作業員、ライトバン	= 8.0	8.0	時間	
		道路パトロール	平日時間外 土木一般世話役、普通作業員、ライトバン	= 4.0	4.0	時間	
		崩土除去		= 1.0	1	式	
		土木一般世話役	平日昼間	= 1.7500	1.750	人	
		普通作業員	平日昼間	= 3.0000	3.000	人	
		バックホ運転	平日昼間 0.28m ³ (排ガス型1次)、ホ、燃料、機械損料含む	= 8.0	8.0	時間	
		バックホ運転	平日昼間 0.45m ³ (排ガス型1次)、ホ、燃料、機械損料含む	= 4.0	4.0	時間	
		軽トラック	平日昼間 ホ、燃料、機械損料含む	= 2.0	2.0	時間	
		ダンプトラック運転	平日昼間 DT2t、ホ、燃料、機械損料含む	= 4.0	4.0	時間	
		ダンプトラック運転	平日昼間 DT4t、ホ、燃料、機械損料含む	= 8.0	8.0	時間	
		倒木撤去		= 1.0	1	式	
		土木一般世話役	平日昼間	= 1.0000	1.000	人	
		普通作業員	平日昼間	= 1.7500	1.750	人	
		軽トラック	平日昼間 ホ、燃料、機械損料含む	= 8.0	8.0	時間	

数量集計表（河川砂防海岸維持）

工種	種別	細別	規格	数量	設計数量	単位	摘要
河川等維持工事							
	河川等維持工事						
		河川砂防海岸パトロール		= 1.0	1	式	
		河川砂防海岸パトロール	平日昼間 土木一般世話役、普通作業員、ライトバン	= 6.0	6.0	時間	
		河川砂防海岸パトロール	休日昼間 土木一般世話役、普通作業員、ライトバン	= 3.0	3.0	時間	
		堆積土砂撤去		= 1.0	1	式	
		土木一般世話役	平日昼間	= 2.0000	2.000	人	
		普通作業員	平日昼間	= 4.0000	4.000	人	
		バックホ運転	平日昼間 0.28m ³ (排ガス型1次)、ホ、燃料、機械損料含む	= 8.0	8.0	時間	
		ダンプトラック運転	平日昼間 DT4t、ホ、燃料、機械損料含む	= 8.0	8.0	時間	
		堆積土砂撤去		= 1.0	1	式	
		土木一般世話役	休日昼間	= 0.5000	0.500	人	
		普通作業員	休日昼間	= 1.0000	1.000	人	
		バックホ運転	休日昼間 0.28m ³ (排ガス型1次)、ホ、燃料、機械損料含む	= 2.0	2.0	時間	
		ダンプトラック運転	休日昼間 DT4t、ホ、燃料、機械損料含む	= 2.0	2.0	時間	

西予土木事務所発注工事共通特記仕様書

第 1 条 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、愛媛県土木部発注工事特記仕様書（以下「土木部特記仕様書」という。）によらなければならない。なお、土木部特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。

<https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/spec/tokki.html>

第 2 条 本工事について、土木部特記仕様書第 2 条第 2 項に定める特記仕様書の適用は、次の表のとおりとする。

特記仕様書	対象	対象外
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
週休 2 日確保工事の施行に関する特記仕様書	<input type="checkbox"/> 発注者指定型 <input type="checkbox"/> 受注者希望型	<input checked="" type="checkbox"/>
愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
数量算出資料の省略に関する特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
熱中症対策に資する現場管理費の補正の施行に関する特記仕様書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第 3 条 本工事において定める事項は、前 2 条によるほか、次の表のとおりとする。

適用事項	対象	対象外
受注者は、当初請負代金額にかかわらず、履行状況を監督員に報告しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
本工事は、監督に関する現場技術業務を外部委託することとしている。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
受注者は、本工事の請負代金額にかかわらず、施工計画書を作成しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
受注者は、電子納品の対象外工事とし、工事完成図書は、紙媒体で提出しなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受注者は、橋梁、トンネル、標識（案内、警戒、規則）、各種照明灯、情報板、樋門、水門等の新設もしくは撤去を行った時には、発注者が定める台帳に必要事項を記入のうえ別途提出しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

第 4 条 受注者は、建設副産物の搬出並びに建設発生土及びその他の資材の搬入にあたっては、別表 1 及び別表 2 によらなければならない。

第 5 条 受注者は、工事完成図書として、共通仕様書第 3 編 3 - 1 - 1 - 7 第 2 項に定める電子媒体での提出のほか、工事写真のうち完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については 1 部を紙媒体で提出しなければならない。第 3 条で、電子納品の対象外としたものについてはこの限りではない。

第 6 条 受注者は、契約図書と関連して、作成した工程表、出来形展開図を常備し、毎日の工事の出来高を忠実に記録管理しておくものとする。

第 7 条 本工事に使用するコンクリート（無筋及び鉄筋）は、設計図書に明示されている場合及び監督員が指示する場合のほかは、次のとおりとする。

種別	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	使用セメント
無筋コンクリート	40mm *1	8cm 5cm	60%以下	18N/mm ² 以上	普通ポルトランドセメント 又は高炉セメントB種
鉄筋コンクリート	20又は 25mm	12cm	55%以下	21N/mm ² 以上	普通ポルトランドセメント 又は高炉セメントB種
鉄筋コンクリート	20又は 25mm	12cm	55%以下	24N/mm ² 以上	普通ポルトランドセメント 又は高炉セメントB種

*1) コンクリートの最小部材厚が 16cm 未満の場合の構造物については、粗骨材最大寸法 20 又は 25mm を適用する。但し、均しコンクリート等は除く。

*2) 鉄筋コンクリートとは、コンクリート舗装工、場所打ち杭、水中コンクリート及びトンネル覆工を除くものとする。

第 8 条 受注者は、コンクリートブロック積工等における水抜き孔について、設計図書に明示がない場合は監督員と協議するものとする。

第 9 条 第3条により、施工計画書の提出を省略する工事であっても、共通仕様書の他の規定等により提出が義務付けられている項目については、提出に漏れが生じないように留意すること。

【参考】他の規定等で提出が必要な資料の一例

項目	他の規定	提出資料等
(2) 計画工程表	約款第3条	計画工程表
(6) 主要資材	県産品優先使用に係る特記仕様書	県産品の使用計画等（主要資材）
(9) 安全管理	共通仕様書第1編 1-1-1-25	安全訓練実施計画
(10) 緊急時の体制及び対応	共通仕様書第3編 3-1-1-10	緊急時の体制及び対応
(11) 交通管理	共通仕様書第1編 1-1-1-32	交通誘導警備員配置計画表
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	共通仕様書第1編 1-1-1-17	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書
(15) その他	共通仕様書第1編 1-1-1-35	官公庁等への手続き

注) 上表に示す提出資料等は一例であり、個別の工種毎に規定された項目等は上表に関わらず事前に提出が必要である。

別表1（第4条）

1. 建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。

(1) 土砂（流用）
該当なし

(2) 土砂（処分）
該当なし

2. 建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所に搬出すること。

(1) コンクリート塊
該当なし

(2) アスファルトコンクリート塊
該当なし

(3) 建設発生木材
該当なし

(4) 建設汚泥
該当なし

(5) その他（刈草）
住所及び営業所名 西予市宇和町伊賀上1646番地5 丸市環境開発
受入れ時間 AM8:00～PM5:00
また、運搬距離は、対象路線毎に考慮しており、『位置図（道路除草）』を
参照のこと。

※上記1の（2）で積算上見込んでいる場所と2については、受注者の提示する場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

別表2（第4条）

建設発生土及びその他の資材の搬入については、次の場所から搬入すること。

(1) 土砂
該当なし

(2) その他
該当なし

年間維持工事特記仕様書

受注者は、監督員からの指示に従い、必要な工種について、作業に要した作業員の種別、編成及び作業時間、材料の種類、規格及び数量、作業機械の規格、編成及び時間、その他作業実績がわかる数量等を記載した「作業実績報告書」(参考様式)を作成し、監督員に提出するものとする。

実施した作業は時間帯により以下の5区分に分けることとし、作業実績報告書へ実施作業時間等を記入するものとする。

なお、国民の祝日に関する法律により定められた「国民の祝日」に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。

年末年始の期間については、12月29日から1月3日までの間に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。ただし、当該期間中の日曜日に作業を実施した場合は休日として取り扱うものとする。

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	8:00～17:00
2	平日時間外	月曜日～土曜日	5:00～ 8:00 17:00～22:00
3	平日深夜	月曜日～土曜日	22:00～ 5:00
4	休日昼間	日曜日	5:00～22:00
5	休日深夜	日曜日	24:00～ 5:00 22:00～24:00

参考様式

作業実績報告書

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
普通作業員		人	<u>0.00</u>	<u>〇人 × 〇hr / 〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
ダンプ運搬	Qt	日	<u>0.00</u>	<u>〇hr / 〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>

工種:崩土取り除き(機械) 1回あたり

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
普通作業員		人	<u>0.00</u>	<u>〇人 × 〇hr / 〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
バックホウ運転	山積〇.〇〇m ³	日	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
バックホウ損料	山積〇.〇〇m ³	日	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
特殊運転手		日	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
ダンプ運搬	Qt	日	<u>0.00</u>	<u>〇hr / 〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>

工種:アスファルト舗装補修(人力) 1回あたり

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
世話役		人	<u>0.00</u>	<u>〇人 × 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
特殊作業員		人	<u>0.00</u>	<u>〇人 × 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
普通作業員		人	<u>0.00</u>	<u>〇人 × 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
アスファルト材料	再生密粒(〇〇)	t	<u>0.00</u>		平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
振動ローラ運転	ハンドガイド式 〇. 〇~〇. 〇t	日	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
振動ローラ損料	ハンドガイド式 〇. 〇~〇. 〇t	日	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
特殊作業員		人	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
振動コンパクト運転	〇〇~〇〇kg	日	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
振動コンパクト損料	〇〇~〇〇kg	日	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
特殊作業員		日	<u>0.00</u>	<u>〇. 〇hr / 〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>

注) 下線部は参考例である。

南予地方局西予土木事務所道路維持工事特記仕様書

(適用)

第1条 本工事は、愛媛県土木工事共通仕様書及び愛媛県南予地方局西予土木事務所発注工事共通仕様書によるほか、本書によらなければならない。

(対象施設)

第2条 本工事で対象とする施設は、設計図書に示す区域の道路施設である。

(目的)

第3条 本工事は、道路施設の異常、危険状態等に対し迅速に措置を講ずることにより、人命の安全を図るとともに、障害物の除去を実施して施設機能の維持を図るものである。

(施工計画)

第4条 受注者は、監督員の承諾を得て、施工計画書の記載内容の一部を省略することができる。この場合、省略できない項目は次のとおり。

なお、施工計画書は、工事契約後速やかに工事打合簿により提出しなければならない。

(1)連絡体制

- ・緊急時における担当者及びその連絡先、会社としての体制
- ・平日における担当者及びその連絡先
- ・夜間及び休日における担当者及びその連絡先（3名程度）

(2)道路パトロール

- ・実施方法
- ・体制
- ・写真の撮り方

(3)安全措置

- ・異常を発見した時の安全措置
- ・作業時における安全措置
- ・作業員の安全確保

(4)報告

- ・道路パトロールの報告方法
- ・実施した作業の報告方法

(5)主要機材の保管場所

- ・バックホウ、ダンプトラック、クレーン等の建設機械の規格、数量、保管道路
- ・土嚢袋、ブルーシート、バリケード等の建設資材の規格、数量、保管道路

(パトロールの実施)

第5条 受注者は、以下の場合、道路パトロールを遅滞なく開始しなければならない。ただし、日中に行うことを原則とし、2名以上で行わなければならない。

- ・本工事対象市内において最大震度5弱以上の地震が観測されたとき。（津波被害の恐れがある地域内は除く）
- ・本工事対象市内において発表されていた気象に関する警報（波浪、高潮、大雪

除く)が解除になったとき。

- ・監督員または西予土木事務所職員(以後、「監督員等」という)から指示があったとき。

また、受注者は、写真を撮影する際は、黒板に日付を記入し、作業車等が写真に入り状況が分かるようにしなければならない。

(維持作業の実施)

第6条 受注者は、道路パトロール中に交通の支障となる箇所あるいは通行に危険な箇所を発見した時は、速やかに監督員等に報告し、その指示に従い措置しなければならない。なお、監督員等から指示があった場合も同様とする。

また、受注者は、作業員等の安全に細心の注意を払い、被災の恐れがあるときはパトロール及び作業を一時中止し、監督員等に連絡しなければならない。

(安全措置)

第7条 受注者は、前条の監督員等の指示があるまで、安全対策を最優先に措置し待機しなければならない。さらに二次災害や大規模災害の恐れがあるときは、危険が予想される範囲の住民の安全及び被害の拡大防止に努めなければならない。

但し、軽易な支障で現地において処理できるものは直ちに排除し、パトロール後監督員等へ報告すること。

なお、支障の程度により、災害復旧の応急工事により措置する場合があるので、受注者は被災直後の写真をできるだけ撮影して監督員等と協議すること。

(障害物の除去)

第8条 受注者は、監督員等の指示に基づき、障害物の除去を行わなければならない。

(報告)

第9条 受注者は、監督員が承諾した施工計画に基づき、報告を行わなければならない。

また、パトロール終了後は、年月日、時間、路線名、開始した原因、状況等を書面により報告しなければならない。

(出来形数量)

第10条 監督員から指示のあった工種については、出来形数量に代えて、実際に作業に要した作業員の編成と作業時間、材料の数量、作業機械の編成と時間等、設計変更に必要な数量を提出するものとする。

(工事完成図書)

第11条 本工事は、電子納品の対象外であるので、工事完成図書は、紙媒体で提出しなければならない。

パトロール報告書（例）

会社名： _____ 印

パトロール実施年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	天候：晴れ
パトロール実施責任者氏名		現場代理人 〇〇 〇〇 印
工事番号 河川名、路線名等	パトロール実施時間	所要時間
	自 時 分～至 時 分	時間 分
河川名、路線名 及び点検地点等	点 検 内 容	処 置 事 項
〇〇市〇〇 〇〇川他	大雨による施設パトロール	異常なし (写真添付)

作業日報（例）

会社名： _____ 〇 〇 〇 印

作業実施年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	天候：晴れ
作業実施責任者氏名		現場代理人 〇〇 〇〇 印
工事番号 河川名、路線名等	実施時間	所要時間
	自 8 時 0 0 分～至 1 7 時 0 0 分	8 時間 0 0 分
河川名、路線名 及び作業場所	作 業 内 容	処 置 事 項
〇〇市〇〇 〇〇川	〇〇工 土木一般世話役 〇人 普通作業員 〇人 BH運転(0.2m ³) 〇日	コンクリート 0.5m ³

除草工事特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、除草工事に適用する。

(着工準備)

第2条 受注者は、着工前に監督員に展開図・概略数量を提出し、承諾を得ること。

(図面の作成)

第3条 展開図は、道路台帳付図台帳縮小版に施工位置の測点、除草幅及び延長を記入したものとする。

(草の処分方法)

第4条 原則として焼却処分はしないものとし、捨場所の確保、産廃の発生(空缶等)等、問題が生じた時は監督員と協議すること。

2 刈取った草について地元自治会から活用希望があった場合は、監督員に報告及び協議すること。

(施工時期)

第5条 除草の時期については、監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。

(施工箇所)

第6条 除草箇所は、特に幅員の狭い箇所、カーブで見通しの悪い箇所とする。

(施工範囲)

第7条 除草幅は、山側(法面)1.0m、路肩0.5mを標準とする。

2 大型車の通行に支障をきたす枝等は、切り落とすものとする。

(安全対策)

第8条 飛び石防護は、H2.0m×W2.0m程度の大きさのものを標準とし、草刈機から1m以内を目安に設置すること。

(工事写真)

第9条 工事写真の整理は、以下のとおりとする。

- (1) 写真撮影は、起点・終点及び概ね500m毎の撮影とし、変化点ではその都度撮影すること。なお、ビデオ等の活用を希望する場合は、着手前に監督員と協議を行うこと。
- (2) 工事写真の製本は、「着工前」を左側、「完成」を右側に起点側から順次添付し、測点を必ず記入のこと。
- (3) 完成写真は、除草幅がわかるようにポールを当てて写真を撮り、キャビネサイズを3枚程度添付すること。(測点と終点側の方向を記入)

例

SP 0.0	対応	SP 0.0
~		~
SP 400		SP 400

工事写真の SP は展開図の SP と対応させること。

除草法面にポールを置くこと。

黒板の工事番号、工事名、路線名、測点等の明確な写真を使用すること。

- (4) 施工状況写真は、概ね10枚程度とし、積込、運搬、処分状況を必ず撮影しなければならない。
- (5) 工事看板は必ず設置し、工事写真末尾に添付すること。

愛媛県冬期路面对策工事特記仕様書

本工事の仕様は、「愛媛県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「西予土木事務所発注工事共通特記仕様書」によるほか、この仕様書によるものとする。共通仕様書「**第7編 道路編 第11章 雪寒**」については、この特記仕様書を優先する。

（適用）

本仕様書は、愛媛県が発注する冬期路面对策工事に適用する。

（施工計画書）

共通仕様書の規程に関わらず、施工計画書（緊急時の体制及び対応、その他監督員が提出を指示した事項を除く）の提出を省略することができる。

（安全訓練）

本工事の施工にあたっては、共通仕様書「**1-1-1-25 工事中の安全確保 8. 安全研修・訓練等**」の規定に関わらず、1契約あたり1回、半日以上の時間を割り当て、本工事で想定される工種に即した安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、研修・訓練等は、本工事契約後速やかに実施するものとする。

（工事の実施）

本工事の着工については、共通仕様書「**1-1-1-8 工事の着工**」の規定に関わらず、監督員の指示により行うものとする。

また、施工中において、不都合が生じた場合は、直ちに監督員と協議するものとする。

（作業時間帯による作業区分）

本工事における作業時間帯による作業区分は次表のとおりとする。

国民の祝日に関する法律により定められた「国民の祝日」に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。

年末年始の期間については、12月29日から1月3日までの間に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。ただし、当該期間中の日曜日に作業を実施した場合は休日として取り扱うものとする。

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	8：00～17：00
2	平日時間外	月曜日～土曜日	5：00～8：00 17：00～22：00
3	平日深夜	月曜日～土曜日	22：00～5：00
4	休日昼間	日曜日	5：00～22：00
5	休日深夜	日曜日	24：00～5：00 22：00～24：00

（支給材料）

本工事における支給材料については、共通仕様書「**1-1-1-15 支給材料及び貸与物**

件」の規定によらず、以下のとおりとする。

- (1) 凍結防止剤については、現物支給とし、契約書第 15 条第 1 項に規定する「数量」「引渡場所」「引渡時期」は、監督員の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (3) 受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (4) 受注者は、支給材料を他の工事に流用してはならない。
- (5) 支給材料の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- (6) 支給材料の引渡、返還の際の積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は、設計図書によるものとする。

(一般除雪工)

一般除雪工の開始時期については、監督員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督員に報告しなければならない。

(凍結防止工)

- (1) 受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法、散布量について、監督員の指示を受けなければならない。
- (2) 受注者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
- (3) 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

(道路パトロール)

- (1) 受注者は、監督員の指示のある毎に迅速に道路パトロールを実施し、パトロール終了後直ちにその結果を監督員に報告するものとする。
- (2) パトロールは、安全性を考慮し原則 2 人体制で実施するものとする。ただし、夜間や緊急時等人員確保が困難な場合に限り、1 人体制で実施できるものとする。

(作業完了時の報告)

- (1) 受注者は、除雪等の作業を完了したときは、その都度遅滞なく、監督員に作業完了報告書（報告様式－1、2、3）及び添付写真を提出しなければならない。
- (2) 除雪及び凍結防止剤散布の添付写真は、1 回の作業につき、作業を実施した一連区間の起終点及び中間点における作業前、作業中、作業後の写真各 1 枚ずつとし、同方向から撮影し作業前後の比較対照ができるものとする。作業中の写真は使用機械をすべて確認できるように撮影すること。
- (3) 道路パトロールの添付写真は、1 回のパトロールにつき 1 枚とし、編成人員を確認するため、2 人体制の場合は撮影者が車両と同乗者を撮影、1 人体制の場合は撮影者が車両のみを撮影するものとする。

(参考)

一般除雪工単価表 1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
軽油		ℓ		原動機燃料消費量による
タイヤチェーン損耗費		h	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		建設機械運転労務による 1/T
助手		人		建設機械運転労務による 1/T
土木一般世話役		人		(1/T) /5
機械損料		h	1	
計				

凍結防止工単価表 1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
軽油 又は ガソリン		ℓ		原動機燃料消費量による
タイヤチェーン損耗費		h	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		建設機械運転労務による 1/T
助手		人		建設機械運転労務による 1/T
普通作業員		人		建設機械運転労務による 1/T
機械損料		h	1	
計				

雪道巡回工単価表 1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ガソリン		ℓ		原動機燃料消費量による
一般運転手		人		
土木一般世話役		人		
機械損料		h	1	
計				

記入例

(報告様式-1)

除雪作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇年12月24日

積雪年月日	令和〇年12月23日	受注者名	株〇〇建設	
除雪年月日	令和〇年12月24日			
路線名	(一) 直瀬渋草線			
施工箇所	久万高原町前組所藪～渋草竹ノ谷			
積雪量 (cm)	10～20cm	原則10cm以上		
除雪延長 (km)	5km	実際に作業した概ねの延長		
除雪平均幅 (m)	7m	作業区間の概ねの平均幅員		
除雪量 (m3)	5,250m3	(平均積雪量)×(延長)×(平均幅員)		
使用機械名	トラクタショベル	モーターグレーダー	ブルドーザ	バックホウ
稼働時間 (hr)	6.5hr	2台以上の時は合計時間		
作業人員 (オペレータ、交通誘導員除く)	1人			
交通誘導員 (A, Bを記入)	2人 (B)			
備考	9:00～10:30		作業時間記入	
	9:30～12:00 (2台で作業)		作業時刻と稼働時間に整合がとれていること	

(注) 稼働時間は30分単位で丸める
例) 8:45～10:20 (1時間35分)

↓
9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

除雪作業状況写真

起 点 部	
作 業 前	<p>作業を実施した一連区間の 起点部、中間点部、終点部 で作成する。</p>
作 業 中	<p>交通誘導員を置いた場合は、そ の状況写真を添付。</p>
作 業 後	

記入例

(報告様式-2)

凍結防止剤散布作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇年1月15日

積雪年月日	令和〇年1月15日	受注者名	株〇〇建設	
作業年月日	令和〇年1月15日			
路線名	(一) 美川川内線			
施工箇所	久万高原町黒藤川中津大橋～長崎			
路面状況 (cm)	凍結			
作業延長 (km)	3 km	原則 5km以下		
作業平均幅 (m)	5 m	作業した概ねの延長、平均幅員		
散布量 (袋)	(凍結防止剤) 12袋			
使用機械名	2tダンプ	軽トラック		
稼働時間 (hr)	3 hr			
作業人員 (オペレータ除く)	2人			
備考	7:30～11:30 (1hr休憩)		作業時刻と稼働時間に整合がとれていること	

(注) 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)

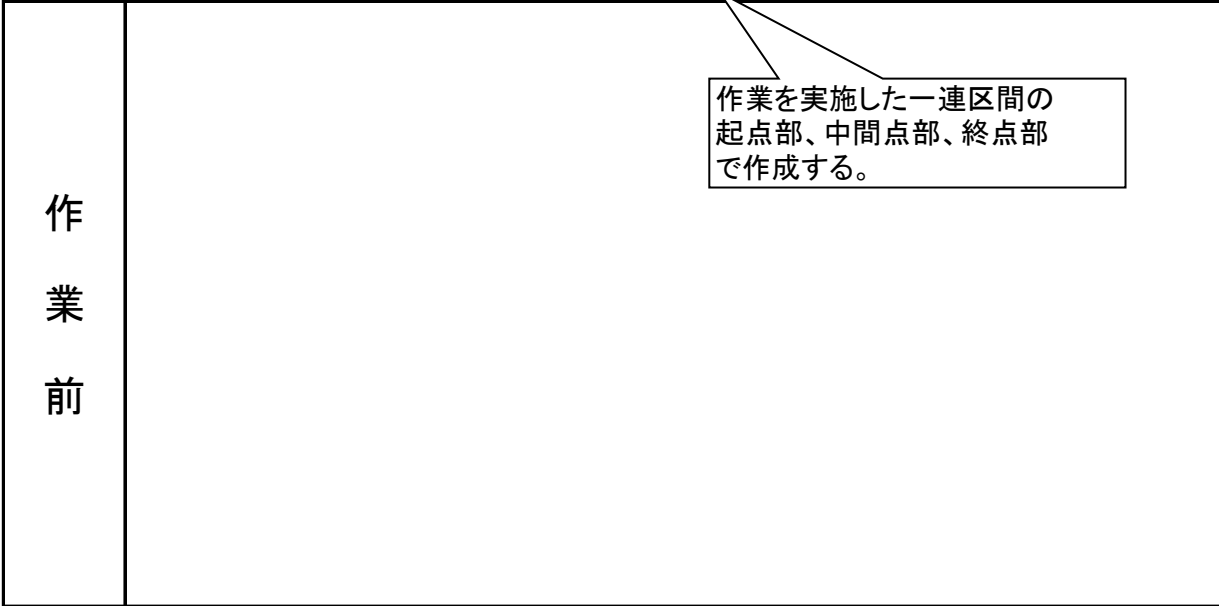


9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

作業時間記入

凍結防止剤散布作業状況写真

起 点 部	
作 業 前	
作 業 中	
作 業 後	

記入例

(報告様式-3)

道路パトロール作業完了報告書

1回毎に記載

令和〇年1月15日

積雪年月日	令和〇年1月15日	受注者名	(株)〇〇建設	
作業年月日	令和〇年1月15日			
路線名	(一) 落合久万線			
施工箇所	久万高原町直瀬峠～下野尻(国)33号交差点			
積雪量 (cm)	下畑野川狩場～33号交差点 3 cm	(直瀬峠付近) (7 cm)	部分的に凍結	(現在 降雪中)
パトロール延長 (km)	11.5 km	報告時点の気象状況を記載		
	作業延長記入(注2参照)			
除雪平均幅 (m)	/			
除雪量 (m3)	/			
使用機械名	ライトバン	軽トラック	/	
稼働時間 (hr)	1 hr	/		
編成人員	2人 編成人員を記載			
備考	7:30～8:30	作業時間(往復)記入		
	寒波接近により実施	作業理由記入 例) 前日の降雪のため〇〇技師の指示による		

(注) 1. 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)



30分単位に丸め

9:00～10:30 (1時間30分)

2. 除雪が必要な場合はパトロールを中止して作業を始めてください。

例) 起点より1km地点で積雪量10^{cm}以上となった。

→ パトロールを中止し除雪作業開始

道路パトロール作業状況写真

道路パトロール(2人体制)	
作 業 中	<p>2人体制か1人体制か 記入する。</p>

災害対策基本法に基づく車両移動に関する特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、大規模災害の発生や大雪等により、放置車両や立ち往生車両によって緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず、被災現場までのルートを確認するための措置として、各地方局建設部長、各土木事務所長が災害対策基本法(以下「災対法」という。)第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を行い、道路啓開を行う場合に適用する。

2. 啓開作業の内容

受注者は、災対法第76条の6の措置を委託された者として、発注者に代わり以下の啓開作業を行うことができるが、発注者の指示により行うものとする。

(1) 指定道路区間の周知

立て看板(様式1)を設置する。設置場所は発注者の指示による。

(2) 車両等の移動

① 運転者への命令による移動

災対法に基づく措置であることを説明した上で、運転者に対し命令内容を伝える。説明等の方法は、書面(様式2)の配布とするが、口頭(様式3)で行うことも可能とする。

運転者への命令の内容としては、以下の措置を想定している。

- ・道路の左側、歩道への移動
- ・車間を詰める、空いたスペースへの移動
- ・沿道の空き地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の撤去、再積載

② 道路管理者による車両等の移動

道路管理者は、次の3つのケースにおいて、①記載の措置を行うことができる。受注者は、これらに該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、車両移動等の措置を行うものとする。

(i) 車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

運転者等は車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等を想定する。

繰り返し移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行う。通知方法は、書面(様式4)を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

(ii) 運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

運転者等が車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合等を想定する。

運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等の所定の手続きを行い、移動を行う。

- (iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

車両等が連坦し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等においても移動ができない場合等を想定する。

その場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行うものとする。通知方法は、書面（様式4）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

(3) 車両等を移動した際の掲示

運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両を移動する場合は、移動した車両等に移動理由、連絡先等を掲示（様式5）するものとする。

なお、一定距離以上（原則として50m以上）車両等を移動させた場合または道路外への移動の場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示（様式6）するものとする。

(4) 車両等の移動記録

受注者が車両等を移動する場合は、記録票（様式7）を作成するとともに、移動の前後の状況を写真又はビデオ等に記録すること。（破損に対する補償を行う際等の資料として必要となる。）

また、当該記録については、盗難等の問合せへの対応などに必要であるため、発注者に対し速やかに提出するものとする。

(5) 土地の一時使用

道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、災対法第76条の6第4項に基づきその必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとされている。上記に該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に使用するものとする。

他人の土地の一時使用等は、これによる所有者及び使用者の損失や影響が最小限となるよう行わなければならない。

対象となる民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は、口頭により道路啓開のため使用する旨を説明（様式8）するものとする。

所有者及び使用者が容易に見つからない場合、もしくは、同意が得られない場合には、同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由・連絡先等を掲示（様式9）する。

民地の一時使用等を行った場合は、事後に補償が必要となる場合もあるため、記録票（様式10）を作成するとともに、一時使用場所の使用前後の写真等の記録を残しておく。

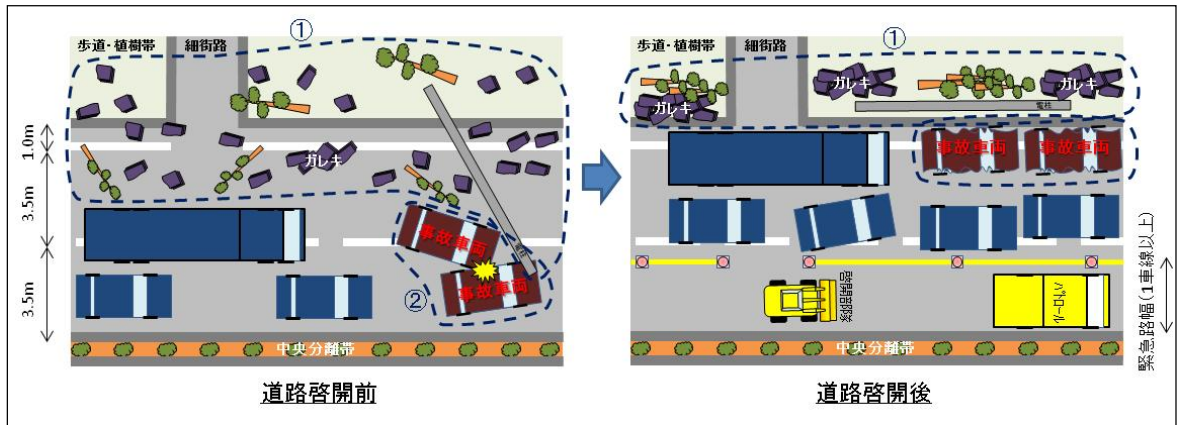
3. 車両移動命令及び車両移動措置に際しての手順及び留意事項

(1) 車両移動のオペレーション

移動については、以下を参考とし、現場にて判断する。

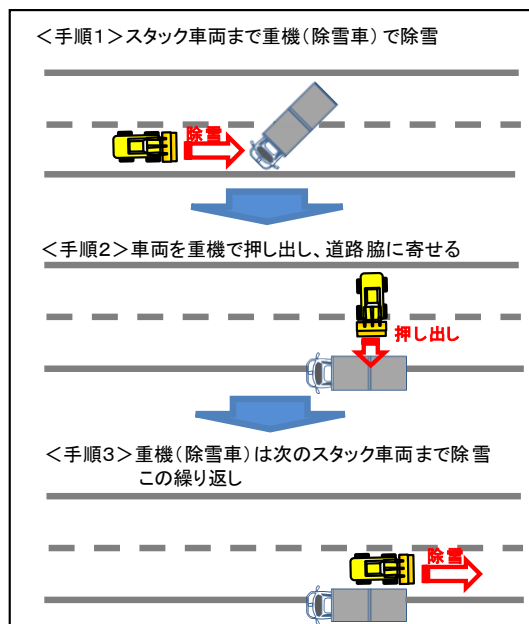
○大規模災害を想定したオペレーション

- ・緊急通行車両の通行のため、1車線以上を確保する。
- ・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民地を一時使用する。



○大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション

- ・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。
- ・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



(2) やむを得ない限度の破損

車両等の移動の際には、必ず発注者と相談すること。

車両等移動に伴い生じるやむを得ない限度の破損は、

- ・ ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破損
- ・ 重機で持ち上げる際の擦り傷や凹み
- ・ 駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損

等が想定される。

「やむを得ない限度の破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損個所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置をすること。

(3) 損失補償

啓開作業に伴い生じる以下の損失（やむを得ない限度の破損に限る。）については、その補償手続きを含め発注者が対応する。該当事案が発生した場合は速やかに発注者へ報告するものとする。

- ・ 破損車両に係る補償
- ・ 土地の一時使用に係る補償
- ・ 竹木等の処分に係る補償

(4) 車両等の移動時におけるトラブル対応等

車両等の移動方法は、現場での対応者が判断することとなるが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、発注者に相談して実施するものとする。

なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、発注者に連絡し対応を相談するほか、必要に応じ、警察に通報する等の対応を行うものとする。

(5) その他留意事項

レッカー車やホイールローダなどによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないよう行う必要がある。トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じ、注意して移動を行うものとする。ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

4. 啓開作業に係る身分証明書

発注者からの指示等において当該特記仕様書に基づく啓開作業を行う場合は、発注者が付与する身分証明書（様式11）を携行するものとする。

5. 啓開作業に係る費用

啓開作業に要する費用は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

**緊急通行車両の通行
のため作業実施中**

**県道〇〇線
〇〇～〇〇は**

**車両の移動等を行う区間
に指定されています**

通行止め

ご協力をお願いします

愛媛県西予土木事務所
問い合わせ先:0894-62-1331

**緊急通行車両の通行
のため作業実施中**

**県道〇〇線
〇〇～〇〇は**

**車両の移動等を行う区間
に指定されています**

通行ご遠慮ください

ご協力をお願いします

愛媛県西予土木事務所
問い合わせ先:0894-62-1331

(様式2)

令和〇年〇月〇日

運転者各位

愛媛県南予地方局
西予土木事務所長

災害対策基本法第76条の6第1項の
規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急通行車両の通行のため、速やかに車両を指定区間以外の場所か職員の指示する場所に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：愛媛県西予土木事務所

用地管理課

電話：0894-62-1331

(様式3)

車両移動命令を行う際の発言例

- ・ 愛媛県西予土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ この道路は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、速やかに車両を指定区間の外か、〇〇に移動してください。

※ 移動の指示は、現場の状況により、歩道上、道路左側へ寄せる、前の車両との車間を詰める等とする。

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- ・ 当方により移動を行いますので、車両から離れてください。

愛媛県南予地方局
西予土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県西予土木事務所用地管理課
電話番号:0894-62-1331

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：○月○日 ○○時

移動先：—

移動車両：車名、ナンバー

愛媛県西予土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県西予土木事務所用地管理課

電話番号：0894-62-1331

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：○月○日 ○○時

移動先：○○○○

移動車両：車名、ナンバー

愛媛県西予土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県西予土木事務所用地管理課

電話番号：0894-62-1331

(様式7)

車両移動記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇） に移動（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者（〇〇建設（株））

状況写真	
移動前	
移動後	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇
-----	------------

(様式 8)

民地の一時使用等を行う際の発言例

- ・ 愛媛県西予土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ 県道〇〇線の〇〇から〇〇の間は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両等を移動しているところですが、その移動先がないことから、〇〇の土地を一時的に使用させていただきます。

災害対策基本法に基づく 土地の一時的利用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第4項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時: ○月○日 ○○時

利用目的: 放置車両の保管

愛媛県西予土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県西予土木事務所用地管理課

電話番号: 0894-62-1331

(様式10)

土地の一時使用記録票

措置実施場所	県道〇〇線（西予市〇〇町〇〇地先）
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設（株）
連絡先	愛媛県西予土木事務所用地管理課 TEL：0894-62-1331

状況写真	
使用前	
使用后	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇
-----	------------

(様式11)

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇(株)

住 所：〇〇〇〇

上記の者は、■■に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

発行日：〇〇年〇〇月〇〇日

発行者：愛媛県西予土木事務所長

印

■■の例

(災害の場合) 東道維第〇号 (国) 197号 道路維持工事 工事請負契約

(大雪の場合) 東冬対第〇号 (国) 197号 冬期路面对策工事 工事請負契約

南予地方局西予土木事務所河川管理施設等維持工事特記仕様書

(適用)

第1条 本工事は、愛媛県土木工事共通仕様書及び愛媛県南予地方局西予土木事務所発注工事共通仕様書によるほか、本書によらなければならない。

(対象施設)

第2条 本工事で対象とする施設は、設計図書に示す区域の県管理河川の堤防や護岸、堰、水門及び樋門等の河川管理施設（以後、「河川管理施設」という。）である。

(目的)

第3条 本工事は、河川管理施設の異常、危険状態等に対し迅速に措置を講ずることにより、人命の安全及び財産の保護を図るとともに、流木等の障害物の除去を実施して流水機能の維持を図るものである。

(施工計画)

第4条 受注者は、監督員の承諾を得て、施工計画書の記載内容の一部を省略することができる。この場合、省略できない項目は次のとおり。

なお、施工計画書は、工事契約後速やかに工事打合簿により提出しなければならない。

(1)連絡体制

- ・緊急時における担当者及びその連絡先、会社としての体制
- ・平日における担当者及びその連絡先
- ・夜間及び休日における担当者及びその連絡先（3名程度）

(2)河川パトロール

- ・実施方法
- ・体制
- ・写真の撮り方

(3)安全措置

- ・異常を発見した時の安全措置
- ・作業時における安全措置
- ・作業員の安全確保

(4)報告

- ・河川パトロールの報告方法
- ・実施した作業の報告方法

(パトロールの実施)

第5条 受注者は、以下の場合、河川パトロールを遅滞なく開始しなければならない。ただし、日中に行うことを原則とする。

- ・監督員または西予土木事務所職員（以後、「監督員等」という）から指示があったとき。（パトロール箇所は、監督員等の指示による。）

・地震が観測された場合の対応については下記のとおりとする。

【震度4の場合】

監督員の指示により、被災箇所の調査及びその周辺のパトロールを実施すること。

【震度5弱の場合】

地震発生後、監督員の指示によらず、道路、河川（重要区間）、海岸（重要区間）、砂防関係施設（保全対象人家50戸以上）等の被災箇所の調査及びその周辺のパトロールを実施すること。

【震度5強以上の場合】

「大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目」第5条3項1号により、応急対策業務施工者がパトロールを行うため、本工事では対応不要である。

（維持工事の実施）

第6条 受注者は、河川パトロール中に河川管理施設が損壊するなど危険な箇所を発見したときは、速やかに監督員等に報告し、その指示に従い措置しなければならない。なお、監督員等から指示があった場合も同様とする。

また、受注者は、作業員の安全に細心の注意を払い、被災の恐れがあるときはパトロール及び作業を一時中止し、監督員等に連絡しなければならない。

（安全措置）

第7条 受注者は、前条の監督員等の指示があるまで、安全対策を最優先に措置して待機しなければならない。さらに二次災害や大規模災害の恐れがあるときは、危険が予想される範囲の住民の安全及び被害の拡大防止に努めなければならない。

但し、軽易な支障で現地において処理できるものは直ちに排除し、パトロール後監督員等へ報告すること。

（障害物の除去）

第8条 受注者は、監督員等の指示に基づき、流木等の障害物の除去を行わなければならない。

（報告）

第9条 受注者は、監督員が承諾した施工計画に基づき、報告を行わなければならない。

（出来形数量）

第10条 監督員から指示のあった工種については、出来形数量に代えて、実際に作業に要した作業員の編成と作業時間、材料の数量、作業機械の編成と時間等、設計変更に必要な数量を提出しなければならない。

（工事完成図書）

第11条 本工事は、電子納品の対象外であるので、工事完成図書は、紙媒体で提出しなければならない。

南予地方局西予土木事務所砂防施設等維持工事特記仕様書

(適用)

第1条 本工事は、愛媛県土木工事共通仕様書及び愛媛県南予地方局西予土木事務所発注工事共通仕様書によるほか、本書によらなければならない。

(対象施設)

第2条 本工事で対象とする施設は、設計図書に示す区域の砂防河川の砂防えん堤や護岸、擁壁等の砂防施設（以後、「砂防施設」という。）である。

(目的)

第3条 本工事は、砂防施設の異常、危険状態等に対し迅速に措置を講ずることにより、人命の安全及び財産の保護を図るとともに、流木等の障害物の除去を実施して流水機能の維持を図るものである。

(施工計画)

第4条 受注者は、監督員の承諾を得て、施工計画書の記載内容の一部を省略することができる。この場合、省略できない項目は次のとおり。

なお、施工計画書は、工事契約後速やかに工事打合簿により提出しなければならない。

(1)連絡体制

- ・緊急時における担当者及びその連絡先、会社としての体制
- ・平日における担当者及びその連絡先
- ・夜間及び休日における担当者及びその連絡先（3名程度）

(2)砂防施設パトロール

- ・実施方法
- ・体制
- ・写真の撮り方

(3)安全措置

- ・異常を発見した時の安全措置
- ・作業時における安全措置
- ・作業員の安全確保

(4)報告

- ・砂防施設パトロールの報告方法
- ・実施した作業の報告方法

(パトロールの実施)

第5条 受注者は、以下の場合、砂防施設パトロールを遅滞なく開始しなければならない。ただし、日中に行うことを原則とする。

- ・監督員または西予土木事務所職員（以後、「監督員等」という）から指示があったとき。（パトロール箇所は、監督員等の指示による。）

・地震が観測された場合の対応については下記のとおりとする。

【震度4の場合】

監督員の指示により、被災箇所の調査及びその周辺のパトロールを実施すること。

【震度5弱の場合】

地震発生後、監督員の指示によらず、道路、河川（重要区間）、海岸（重要区間）、砂防関係施設（保全対象人家50戸以上）等の被災箇所の調査及びその周辺のパトロールを実施すること。

【震度5強以上の場合】

「大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目」第5条3項1号により、応急対策業務施工者がパトロールを行うため、本工事では対応不要である。

（維持工事の実施）

第6条 受注者は、砂防施設パトロール中に砂防管理施設が損壊するなど危険な箇所を発見したときは、速やかに監督員等に報告し、その指示に従い措置しなければならない。なお、監督員等から指示があった場合も同様とする。

また、受注者は、作業員の安全に細心の注意を払い、被災の恐れがあるときはパトロール及び作業を一時中止し、監督員等に連絡しなければならない。

（安全措置）

第7条 受注者は、前条の監督員等の指示があるまで、安全対策を最優先に措置して待機しなければならない。さらに二次災害や大規模災害の恐れがあるときは、危険が予想される範囲の住民の安全及び被害の拡大防止に努めなければならない。

但し、軽易な支障で現地において処理できるものは直ちに排除し、パトロール後監督員等へ報告すること。

（障害物の除去）

第8条 受注者は、監督員等の指示に基づき、流木等の障害物の除去を行わなければならない。

（報告）

第9条 受注者は、監督員が承諾した施工計画に基づき、報告を行わなければならない。

（出来形数量）

第10条 監督員から指示のあった工種については、出来形数量に代えて、実際に作業に要した作業員の編成と作業時間、材料の数量、作業機械の編成と時間等、設計変更に必要な数量を提出しなければならない。

（工事完成図書）

第11条 本工事は、電子納品の対象外であるので、工事完成図書は、紙媒体で提出しなければならない。

南予地方局西予土木事務所海岸保全施設等維持工事特記仕様書

(適用)

第1条 本工事は、愛媛県土木工事共通仕様書及び愛媛県南予地方局西予土木事務所発注工事共通仕様書によるほか、本書によらなければならない。

(対象施設)

第2条 本工事で対象とする施設は、設計図書に示す区域の海岸の堤防や護岸、堰、水門、樋門及び陸閘等の海岸保全施設（以下「海岸保全施設」という。）である。

(目的)

第3条 本工事は、海岸保全施設の異常、危険状態等に対し迅速に措置を講ずることにより、人命の安全及び財産の保護を図るとともに、流木等の障害物の除去を実施して施設機能の維持を図るものである。

(施工計画)

第4条 受注者は、監督員の承諾を得て、施工計画書の記載内容の一部を省略することができる。この場合、省略できない項目は次のとおり。

なお、施工計画書は、工事契約後速やかに工事打合簿により提出しなければならない。

(1)連絡体制

- ・緊急時における担当者及びその連絡先、会社としての体制
- ・平日における担当者及びその連絡先
- ・夜間及び休日における担当者及びその連絡先（3名程度）

(2)海岸パトロール

- ・実施方法
- ・体制
- ・写真の撮り方

(3)安全措置

- ・異常を発見した時の安全措置
- ・作業時における安全措置
- ・作業員の安全確保

(4)報告

- ・海岸パトロールの報告方法
- ・実施した作業の報告方法

(パトロールの実施)

第5条 受注者は、以下の場合、海岸パトロールを遅滞なく開始しなければならない。ただし、日中に行うことを原則とする。

- ・監督員または西予土木事務所職員（以後、「監督員等」という）から指示があったとき。（パトロール箇所は、監督員等の指示による。）

・地震が観測された場合の対応については下記のとおりとする。

【震度4の場合】

監督員の指示により、被災箇所の調査及びその周辺のパトロールを実施すること。

【震度5弱の場合】

地震発生後、監督員の指示によらず、道路、河川（重要区間）、海岸（重要区間）、砂防関係施設（保全対象人家50戸以上）等の被災箇所の調査及びその周辺のパトロールを実施すること。

【震度5強以上の場合】

「大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目」第5条3項1号により、応急対策業務施工者がパトロールを行うため、本工事では対応不要である。

（維持工事の実施）

第6条 受注者は、海岸パトロール中に海岸保全施設が損壊するなど危険な箇所を発見したときは、速やかに監督員等に報告し、その指示に従い措置しなければならない。なお、監督員等から指示があった場合も同様とする。

また、受注者は、作業員の安全に細心の注意を払い、被災の恐れがあるときはパトロール及び作業を一時中止し、監督員等に連絡しなければならない。

（安全措置）

第7条 受注者は、前条の監督員等の指示があるまで、安全対策を最優先に措置して待機しなければならない。さらに二次災害や大規模災害の恐れがあるときは、危険が予想される範囲の住民の安全及び被害の拡大防止に努めなければならない。

但し、軽易な支障で現地において処理できるものは直ちに排除し、パトロール後監督員等へ報告すること。

（障害物の除去）

第8条 受注者は、監督員等の指示に基づき、流木等の障害物の除去を行わなければならない。

（報告）

第9条 受注者は、監督員が承諾した施工計画に基づき、報告を行わなければならない。

（出来形数量）

第10条 監督員から指示のあった工種については、出来形数量に代えて、実際に作業に要した作業員の編成と作業時間、材料の数量、作業機械の編成と時間等、設計変更に必要な数量を提出するものとする。

（工事完成図書）

第11条 本工事は、電子納品の対象外であるので、工事完成図書は、紙媒体で提出しなければならない。

位置図(道路維持)



「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 3JHs 963」

路線名	路線延長(km)
①(国)378号	21.0
②(主)宇和明浜線	5.6
③(一)宇和高山線	8.0
④(一)俵津三瓶線	2.7
計(4路線)	37.3

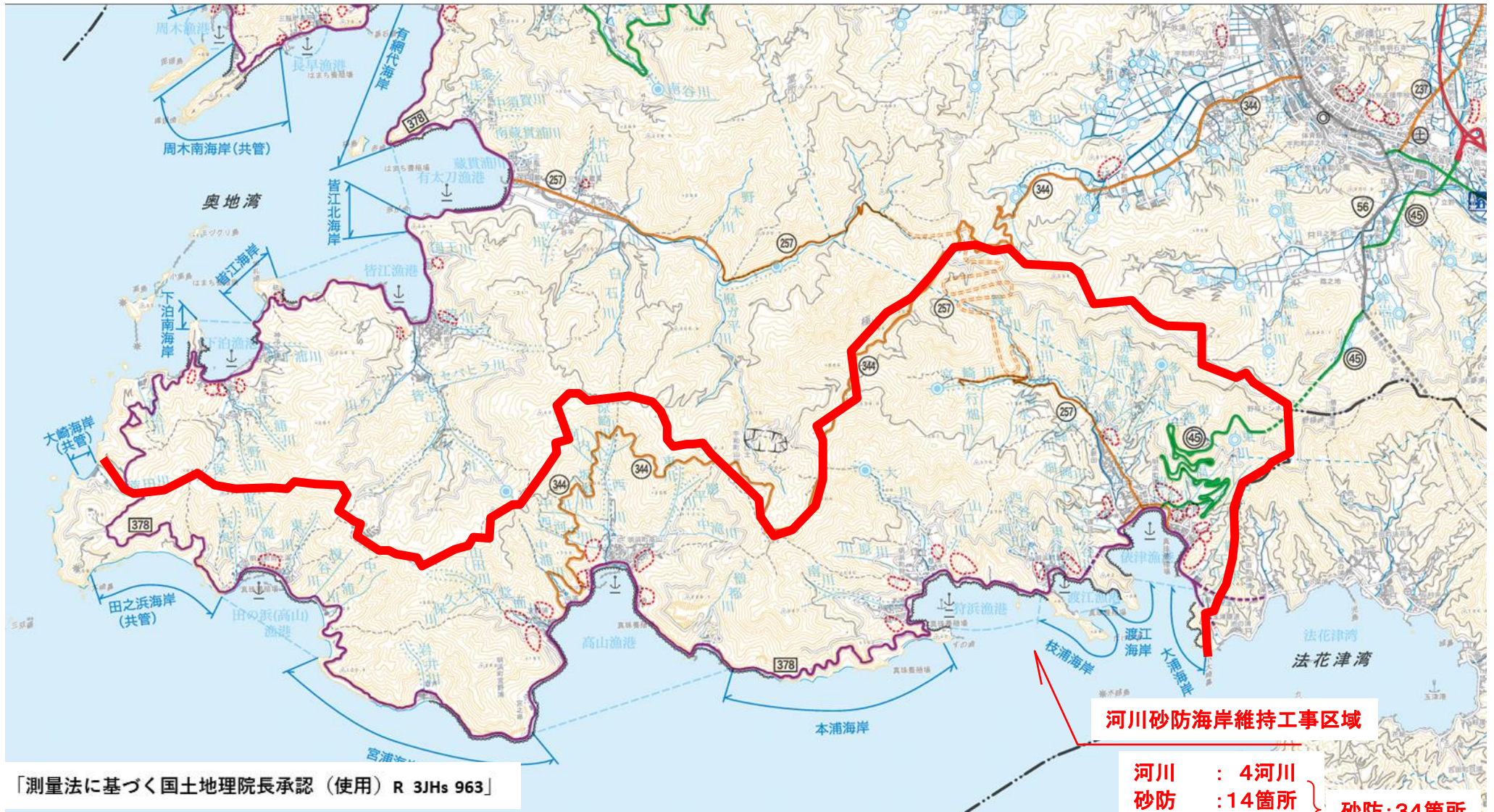
位置図(道路除草)



「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 3JHs 963」

路線名	運搬距離(km)
①(国) 378号	27.7
②(一) 宇和高山線	18.3
③(一) 依津三瓶線	12.1
計(3路線)	-

位置図(河川砂防海岸維持)



「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 3JHs 963」

河川砂防海岸維持工事区域

- | | | |
|-----|--------|------------|
| 河川 | : 4河川 | } 砂防: 34箇所 |
| 砂防 | : 14箇所 | |
| 急傾斜 | : 20箇所 | |
| 海岸 | : 6海岸 | |